



平成 22 年 2 月 26 日

各 位

会 社 名	株式会社インデックス・ホールディングス
代 表 者 名	代表取締役会長兼社長 落合 正美 (JASDAQ・コード 4835)
問 合 せ 先	
役 職 ・ 氏 名	執行役員管理部長 梶田 義章
電 話	03-5779-5080

株式会社ハイパーキューブとの訴訟について

この度、株式会社ハイパーキューブとの損害賠償請求訴訟について、同社による請求の趣旨の変更に伴い、適時開示基準に形式的には該当することになりましたのでお知らせいたします。

1. 当該訴訟について

当該訴訟は3年半前の平成18年10月30日に株式会社ハイパーキューブから、株式会社インデックス、当社らに対して提起され、現在も東京地方裁判所で審理継続中の案件です。

株式会社ハイパーキューブの主張によれば、株式会社インデックスが携帯サイトで使用しているプログラムは株式会社ハイパーキューブのプログラムを無断で複製したものであるとして、著作権侵害を理由とする損害賠償請求を求めています。

また、著作権侵害の開始時期が、当社の会社分割前の時代からであることを理由に、株式会社ハイパーキューブは、株式会社インデックスの他に、当社に対しても連帯して損害賠償請求を支払うよう求めています。

これに対して、株式会社インデックスの認識としては、問題となっているプログラムは株式会社インデックスが新たに開発したものであり、そもそも著作権の侵害の事実はないものと考えており、当社も株式会社ハイパーキューブの主張は全くの見当違いであるとして請求棄却を求めています。

今回の請求の趣旨の変更も、平成22年4月下旬に予定している判決期日にむけた平成22年2月26日の最終手続日程の直前に、株式会社ハイパーキューブから突如として、従来の請求額の24倍にもあたる通常の訴訟手続では考えにくい損害賠償請求額に変更するものであります。

当社及び株式会社インデックスとしては、最終手続日程の直前における株式会社ハイパーキューブの「請求の趣旨の変更」という行為については、形式的に適時開示基準に該当することになりますので、今回の開示を行うことと致します。

2. 当該訴訟の原告

- (1) 商号 株式会社ハイパーキューブ
- (2) 本店所在地 東京都世田谷区三軒茶屋 1-36-17
- (3) 代表者 代表取締役 福田 修二

3. 当該訴訟の被告

[1]

- (1) 商号 株式会社インデックス・ホールディングス
- (2) 本店所在地 東京都世田谷区太子堂四丁目 1 番 1 号
- (3) 代表者 代表取締役 落合 正美

[2]

- (1) 商号 株式会社インデックス
- (2) 本店所在地 東京都世田谷区太子堂四丁目 1 番 1 号
- (3) 代表者 代表取締役 渡辺 和俊

4. 当該訴訟の損害賠償請求金額

請求の趣旨変更前の損害賠償請求額	: 金 135 百万円
請求の趣旨変更後の損害賠償請求額	: 金 3,380 百万円

5. 今後の見通し

今回の請求の趣旨の変更は、平成 22 年 4 月下旬に予定している判決期日にむけた平成 22 年 2 月 26 日の最終手続日程の直前に、株式会社ハイパーキューブから突如として、従来の請求額の 24 倍にもあたる通常の訴訟手続では考えにくい損害賠償請求額に変更するものであり、また当社はそもそも著作権の侵害の事実はないものと考えており、その点で株式会社ハイパーキューブの主張は根拠がなく、現時点においては当期の連結業績に修正の予定はありません。

以 上